

千曲市移住定住者空き家バンクリフォーム補助金

千曲市空き家バンク登録されている空き家を購入または賃貸し、千曲市へ移住定住される方を対象に、**リフォーム工事**や残存する**家財処分**に係る経費の一部を助成します。まずは、お問い合わせください。

【ご注意ください！！】

リフォーム工事及び家財処分は、交付決定後に着手するものに限りです。
完了後のものは対象となりません。着手される前にご相談ください。

対象となる空き家

千曲市空き家バンクに登録されている空き家

対象となる方

次のすべての要件を満たす方

- ① 空き家を購入または賃貸借契約を締結した移住・定住者
- ② 申請日において 20 歳以上 55 歳未満であること
- ③ 移住及び定住後または当該事業利用後、10 年以上当該空き家に居住する意思がある方
- ④ 当該空き家の所有者の 3 親等以内の親族でない方
- ⑤ 暴力団若しくは暴力団員又は警察当局からの排除要請のない方
- ⑥ 同一世帯のいずれもが前住所地又は千曲市に市税等に未納がない方
- ⑦ 過去に当該空き家に対して、千曲市空き家バンクリフォーム補助金の交付を受けていない方

申請期間

売買契約日または初めの賃貸契約日から起算して 1 年を経過する日までの期間です。



対象となる工事等

【リフォーム工事】

○対象となる工事

建築設備：電気、上下水道設備、浴室やトイレ、台所等のリフォームに要する費用

主要構造部：壁、柱、梁、屋根等のリフォームに要する費用

その他：内装、畳、襖、障子、ガラスの交換に要する費用

○条件

20 万円以上（消費税を含む）の工事であること

○補助額及び限度額

リフォーム工事の 2 分の 1（上限 100 万円）

【家財処分】

○対象となるもの

電化製品、家具その他の家財道具

ただし、特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）の処理に要する料金を除く

○条件

- ・経費の総額が 5 万円以上（消費税を含む）であること
- ・一般廃棄物処理業の許可を受けている市内に事業所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者による経費であること

○補助額及び限度額

経費の 2 分の 1（上限 10 万円）

手続きの流れ



※交付決定まで 2～3 週間かかります。

【お問合せ先】

千曲市経済部ふるさと振興課移住定住推進係

住 所：千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

電 話：0 2 6-2 7 3-1 1 1 1（内線 3 2 9 3）

メール：ijuteiju@city.chikuma.lg.jp